

平成 23 年 11 月 8 日
年 金 局

包括的意見に基づく年金事務所段階での記録回復の周知状況

各事業主団体等へ、別紙「届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について（厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見（包括的意見）を踏まえた年金事務所段階での記録回復について）」をお送りし、本年10月3日より本取り扱いを開始したことをお知らせするとともに、併せて、各団体より加入事業所等への周知を行っていただくこと、また、各団体ホームページにおいて、日本年金機構ホームページの年金記録回復基準のページにリンクを貼っていただくなど、周知の依頼を行った。

【周知依頼先】

日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会、企業年金連合会、厚生年金基金、全国社会保険労務士会連合会

各団体の対応状況は以下のとおり。

団体名	対応状況
日本経済団体連合会	・機関誌の経団連タイムス 11 月 10 日号にて記事を掲載し、会員企業等に対して広く周知予定
日本商工会議所	・ホームページのトップページ内「トレンドボックス」へ記事掲載済み ・各地商工会議所宛に周知の準備中（11 月上旬目途）
全国中小企業団体中央会	・通知等について各都道府県中央会に送付済み ・ホームページのトップページ内リンク集から機構ホームページにリンク済み
経済同友会	・ホームページの会員専用ページへ通知等を掲載済み
企業年金連合会	・ホームページのトップページ内「日本年金機構からのお知らせ」から機構ホームページにリンク済み
厚生年金基金 (588基金)	各基金により取扱いは異なるが、 ・ホームページに通知等を掲載 ・機構ホームページへのリンク ・事業所宛の通知にお知らせを同封 ・基金だよりに掲載 等の周知を行うこととしている。
全国社会保険労務士会 連合会	・ホームページの社会保険労務士向けページ内に通知等を掲載済み ・通知等について都道府県社労士会に送付、会員等への周知を依頼済み

(参考)

1. 関係団体のホームページ (HP) のリンク状況

- ・ 日本商工会議所 HP <http://www.jccci.or.jp/>
HP トップの「トレンドボックス」コーナーに、10月17日付で「一行メッセージ」を掲載して、機構 HP にリンクするようにはしていただきました。
(現在は、後から掲載された情報があるため、トレンドボックスの「過去の記事」からご覧ください。)

- ・ 企業年金連合会 HP <http://www.pfa.or.jp/>
HP トップ下に、10月27日付で「日本年金機構からのお知らせ」コーナーを新しく作成して、機構 HP にリンクするようにはしていただきました。

- ・ 全国中小企業団体中央会 HP <http://www.chuokai.or.jp/>
HP トップの「最新情報」コーナーに、11月2日付で「一行メッセージ」を掲載して、機構 HP にリンクするようにはしていただきました。
また、HP トップ下のバナー掲載コーナーの「厚生労働省提供」の部分に、同月2日付で「機構ロゴ入りバナー」を掲載していただきました。

2. マスコミへの周知

10月27日に、日本年金機構がねんきんネットの新機能追加デモンストレーションを実施（厚生労働省専用第17会議室にて）した際に、厚生労働記者会と日比谷クラブの記者に「新しい記録回復基準の開始」に関する資料などを配布して、説明しました。

事務連絡
平成23年10月14日

社団法人日本経済団体連合会 御中

厚生労働省年金局

日本年金機構

届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について
(厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見
(包括的意見)を踏まえた年金事務所段階での記録回復について)

今般、年金記録回復の迅速化を図るため、あらたに年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりましたので、お知らせいたします。

具体的には、

①事業主様が、社員の賞与から保険料を控除していたにもかかわらず、納付に漏れがあった場合

②同一企業グループ内での転勤に際し、届出誤りが原因で被保険者資格に1ヶ月以内の空白期間がある場合

などの事例に関して、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において記録回復が行えるようになりました。

この背景としましては、厚生労働大臣から総務大臣に対して、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでに厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、厚生労働大臣への意見(包括的意見)として示されるよう依頼したところ、平成23年6月14日付けで総務大臣より、別添1のとおり回答があったところです。

本回答を踏まえ、年金事務所段階における年金記録回復の具体的な取扱い等について、日本年金機構において所要の準備を行い、本年10月3日から、包括的意見を踏まえた年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりました。

なお、本取扱いにつきましては、本年10月から12月までに日本年金機構から各事業主様宛に送付される納入告知書に別添2の「お知らせ」を同封させていただくことを予定しておりますが、あらためまして、貴団体にお知らせしますとともに、貴下事業所にもご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)のトップページ、

私の年金が知りたい 内の **届出漏れや誤りをなくしましょう** に掲載しておりますので、貴下事業所には、これらについてもご確認いただけますよう、併せてのご周知をお願い申し上げます。

また、貴団体のホームページにおいて、日本年金機構ホームページの該当ページにリンクを貼っていただく等により周知の促進が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

日本商工会議所 御中

厚生労働省年金局

日本年金機構

届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について
(厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見
(包括的意見)を踏まえた年金事務所段階での記録回復について)

今般、年金記録回復の迅速化を図るため、あらたに年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりましたので、お知らせいたします。

具体的には、

- ①事業主様が、社員の賞与から保険料を控除していたにもかかわらず、納付に漏れがあった場合
- ②同一企業グループ内での転勤に際し、届出誤りが原因で被保険者資格に1ヶ月以内の空白期間がある場合

などの事例に関して、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において記録回復が行えるようになりました。

この背景としましては、厚生労働大臣から総務大臣に対して、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでに厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、厚生労働大臣への意見(包括的意見)として示されるよう依頼したところ、平成23年6月14日付けで総務大臣より、別添1のとおり回答があったところです。

本回答を踏まえ、年金事務所段階における年金記録回復の具体的な取扱い等について、日本年金機構において所要の準備を行い、本年10月3日から、包括的意見を踏まえた年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりました。

なお、本取扱いにつきましては、本年10月から12月までに日本年金機構から各事業主様宛に送付される納入告知書に別添2の「お知らせ」を同封させていただくことを予定しておりますが、あらためまして、貴団体にお知らせしますとともに、貴下事業所にもご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)のトップページ、

私の年金が知りたい内の**届出漏れや誤りをなくしましょう**に掲載しておりますので、貴下事業所には、これらについてもご確認いただけますよう、併せてのご周知をお願い申し上げます。

また、貴団体のホームページにおいて、日本年金機構ホームページの該当ページにリンクを貼っていただく等により周知の促進が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

事務連絡
平成23年10月14日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省年金局

日本年金機構

届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について
(厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見
(包括的意見)を踏まえた年金事務所段階での記録回復について)

今般、年金記録回復の迅速化を図るため、あらたに年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりましたので、お知らせいたします。

具体的には、

①事業主様が、社員の賞与から保険料を控除していたにもかかわらず、納付に漏れがあった場合

②同一企業グループ内での転勤に際し、届出誤りが原因で被保険者資格に1ヶ月以内の空白期間がある場合

などの事例に関して、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において記録回復が行えるようになりました。

この背景としましては、厚生労働大臣から総務大臣に対して、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでに厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、厚生労働大臣への意見(包括的意見)として示されるよう依頼したところ、平成23年6月14日付けで総務大臣より、別添1のとおり回答があったところです。

本回答を踏まえ、年金事務所段階における年金記録回復の具体的な取扱い等について、日本年金機構において所要の準備を行い、本年10月3日から、包括的意見を踏まえた年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりました。

なお、本取扱いにつきましては、本年10月から12月までに日本年金機構から各事業主様宛に送付される納入告知書に別添2の「お知らせ」を同封させていただくことを予定しておりますが、あらためまして、貴団体にお知らせしますとともに、貴下事業所にもご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)のトップページ、

私の年金が知りたい 内の **届出漏れや誤りをなくしましょう** に掲載しておりますので、貴下事業所には、これらについてもご確認いただけますよう、併せてのご周知をお願い申し上げます。

また、貴団体のホームページにおいて、日本年金機構ホームページの該当ページにリンクを貼っていただく等により周知の促進が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

事務連絡
平成23年10月14日

公益社団法人経済同友会 御中

厚生労働省年金局

日本年金機構

届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について
(厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見
(包括的意見)を踏まえた年金事務所段階での記録回復について)

今般、年金記録回復の迅速化を図るため、あらたに年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりましたので、お知らせいたします。

具体的には、

①事業主様が、社員の賞与から保険料を控除していたにもかかわらず、納付に漏れがあった場合

②同一企業グループ内での転勤に際し、届出誤りが原因で被保険者資格に1ヶ月以内の空白期間がある場合

などの事例に関して、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において記録回復が行えるようになりました。

この背景としましては、厚生労働大臣から総務大臣に対して、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでに厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、厚生労働大臣への意見(包括的意見)として示されるよう依頼したところ、平成23年6月14日付けで総務大臣より、別添1のとおり回答があったところです。

本回答を踏まえ、年金事務所段階における年金記録回復の具体的な取扱い等について、日本年金機構において所要の準備を行い、本年10月3日から、包括的意見を踏まえた年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりました。

なお、本取扱いにつきましては、本年10月から12月までに日本年金機構から各事業主様宛に送付される納入告知書に別添2の「お知らせ」を同封させていただくことを予定しておりますが、あらためまして、貴団体にお知らせしますとともに、貴下事業所にもご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)のトップページ、

私の年金が知りたい 内の **届出漏れや誤りをなくしましょう** に掲載しておりますので、貴下事業所には、これらについてもご確認いただけますよう、併せてのご周知をお願い申し上げます。

また、貴団体のホームページにおいて、日本年金機構ホームページの該当ページにリンクを貼っていただく等により周知の促進が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

厚生年金基金 御中

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について
(厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見
(包括的意見)を踏まえた年金事務所段階での記録回復について)

今般、年金記録回復の迅速化を図るため、あらたに年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりましたので、お知らせいたします。

具体的には、

- ①事業主様が、社員の賞与から保険料を控除していたにもかかわらず、納付に漏れがあった場合
 - ②同一企業グループ内での転勤に際し、届出誤りが原因で被保険者資格に1ヶ月以内の空白期間がある場合
- などの事例に関して、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において記録回復が行えるようになりました。

この背景としましては、厚生労働大臣から総務大臣に対して、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでに厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、厚生労働大臣への意見(包括的意見)として示されるよう依頼したところ、平成23年6月14日付けで総務大臣より、別添1のとおり回答があったところです。

本回答を踏まえ、年金事務所段階における年金記録回復の具体的な取扱い等について、日本年金機構において所要の準備を行い、本年10月3日から、包括的意見を踏まえた年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりました。

なお、本取扱いにつきましては、本年10月から12月までに日本年金機構から各事業主様宛に送付される納入告知書に別添2の「お知らせ」を同封させていただくことを予定しておりますが、あらためまして、貴基金にお知らせしますとともに、貴下設立事業所にもご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)のトップページ、

私の年金が知りたい 内の **届出漏れや誤りをなくしましょう** に掲載しておりますので、貴下設立事業所には、これらについてもご確認いただけますよう、併せてのご周知をお願い申し上げます。

また、貴基金においてホームページを開設している場合、日本年金機構ホームページの該当ページにリンクを貼るなど、周知の程、重ねてお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 23 年 10 月 14 日

企業年金連合会 御中

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について
(厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見
(包括的意見) を踏まえた年金事務所段階での記録回復について)

今般、年金記録回復の迅速化を図るため、あらたに年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりましたので、お知らせいたします。

具体的には、

- ①事業主様が、社員の賞与から保険料を控除していたにもかかわらず、納付に漏れがあった場合
 - ②同一企業グループ内での転勤に際し、届出誤りが原因で被保険者資格に1ヶ月以内の空白期間がある場合
- などの事例に関して、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において記録回復が行えるようになりました。

この背景としましては、厚生労働大臣から総務大臣に対して、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでに厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、厚生労働大臣への意見(包括的意見)として示されるよう依頼したところ、平成23年6月14日付けで総務大臣より、別添1のとおり回答があったところです。

本回答を踏まえ、年金事務所段階における年金記録回復の具体的な取扱い等について、日本年金機構において所要の準備を行い、本年10月3日から、包括的意見を踏まえた年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりました。

なお、本取扱いにつきましては、本年10月から12月までに日本年金機構から各事業主様宛に送付される納入告知書に別添2の「お知らせ」を同封させていただくことを予定しております。

つきましては、本件につき貴会にお知らせしますとともに、貴会のホームページに日本年金機構ホームページの該当ページにリンクを貼るなど、幅広い周知にご協力いただけますようお願い申し上げます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)のトップページ、

私の年金が知りたい 内の 届出漏れや誤りをなくしましょう に掲載しております。

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

届出誤りが原因と思われる年金記録の回復について
(厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見
(包括的意見)を踏まえた年金事務所段階での記録回復について)

今般、年金記録回復の迅速化を図るため、あらたに年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりましたので、お知らせいたします。

具体的には、

- ①事業主が、社員の賞与から保険料を控除していたにもかかわらず、納付に漏れがあった場合
- ②同一企業グループ内での転勤に際し、届出誤りが原因で被保険者資格に1ヶ月以内の空白期間がある場合

などの事例に関して、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において記録回復が行えるようになりました。

この背景としましては、厚生労働大臣から総務大臣に対して、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでに厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、厚生労働大臣への意見(包括的意見)として示されるよう依頼したところ、平成23年6月14日付けで総務大臣より、別添1のとおり回答があったところです。

本回答を踏まえ、年金事務所段階における年金記録回復の具体的な取扱い等について、日本年金機構において所要の準備を行い、本年10月3日から、包括的意見を踏まえた年金事務所における年金記録の回復が行えるようになりました。

なお、本取扱いにつきましては、本年10月から12月までに日本年金機構から各事業主宛に送付される納入告知書に別添2の「お知らせ」を同封することを予定しています。

また、日本年金機構本部より、年金事務所等へ送付する指示・依頼文書についても別添3のとおり情報提供いたします。

つきましては、本件につき貴会にお知らせしますとともに、社会保険労務士の皆様へ広くご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)のトップページ、**私の年金が知りたい**内の**届出漏れや誤りをなくしましょう**に掲載しておりますので、社会保険労務士の皆様におかれても、これらについてもご確認いただけますよう、併せてのご周知をお願い申し上げます。

また、貴会のホームページに日本年金機構ホームページの該当ページへのリンクを貼っていただけますよう、重ねてお願い申し上げます。